

はじめに

海をめぐる観念、法制度の欠落 cf.海洋基本法

海岸法は、事実上の陸域の整備に限られ、東京湾の一般海域は市町村管理？

港湾法は、占領政策の影響がそのまま残存（プリミティブな民主化と分権化）

国・国家権力・国益の観念なし、本来的国際性を無視

にわかな状況の変化：テロ対策、領土問題、国際物流対策

海の議論の特徴：国際的な視野、国益に直結、利害関係が錯綜、法的タブーの領域

至難の行政課題であり、本質的に内閣ないし政治マター

規制強化・中央集権化と規制緩和・分権化・民営化が同時に要請される

港湾法（昭和 25 年制定）の問題点

法の世界では非常にマージナルなテーマ

法律は全く定着していない

- ・ポート・オーソリティ（港務局）は、新居浜港のみ

英米型の仕組みを占領政策として外見的に導入したが、わが国の港湾は元来大陸型で実態に全くあわなかった。

- ・単独地方公共団体（市町村・都道府県）が港湾管理者であるという制度

広域管理の要請に応えられない cf.東京湾・大阪湾

限りなく放置に近い物理的管理しかしていない

財政なし、専門性なし（一般行政扱い）、発想の限界（内向き）

私企業に対抗できない

cf.臨港地区の設定は、企業との力関係から事実上できない

cf.公有水面埋立法では、埋立地は原始取得されるため、専用埠頭は日本国の領土でありながら租界のようになっている（公的規制が及ばせない、沿岸域管理責任を果たすことが困難）。

行政内容の貧しさ

- ・物理的工事と補助金（国） 占領政策の影響で国の関与は排除
- ・港湾管理者（地方） 機能管理の観念が限りなく希薄（整備中心）
港湾施設の維持・修繕は地方もち（貸付契約でなく管理委託方式による結果）
- ・事業管理がなされていない 港湾管理の対象は非採算のインフラ部分のみで、収益性のある上物サービスはすべて民間

港湾政策の基本的視点

- ・港湾法の仕組みに手をつけないわけにはいかない（制度論の軽視はほぼ限界）
- ・港湾は、国際社会に開かれた社会基盤であり、国の主権（統治権）とかかわる存在である以上、国の役割を適切に評価することは不可欠。
道路・河川のようなドメスティックな社会資本が国主導の仕組みになっているのに、港湾における国の関与の極端な制約は明らかに均衡を失する。海岸法でも平成 11 年改正で直轄管理が認められた。
- ・港湾の場合、国の役割の承認は、規制緩和の大前提なのでは

国の「直轄」管理港湾の必要性（実際の管理は株式会社がよい）

保安対策と両立させる必要性も考えると、管理を国にすることが、思い切った規制緩和を実現するために必要な前提条件であると考える。

ハード面での国費投入（選択と集中、差別化）

ソフト面（管理面）での国管理の必要性

ex スーパー中樞港湾（指定特定重要港湾）

国は特定国際コンテナ埠頭施設（岸壁）を直接、認定運営者に貸し付けることができる（55条）。埠頭管理の一体的運営を可能とする。

しかし、港湾が地方単位ではスーパーとはいえない。「広域」では不十分

ex 川崎港基幹的広域防災拠点の管理問題

国の直轄管理の制度要求（広域防災拠点に求められる機能、国による管理・物流オペレーションの優位性（技術面を含む）を根拠とする

調整つかず、挫折（地方分権に反する、災害対策基本法などが理由にあげられる）

管理委託を解除して国が財産管理として行う

港湾管理基準の統一化のための適切な関与

F A L 条約関連：港湾手続きの不統一解消のための港湾法改正

省令による統一を「分権」が阻む、なお問題あり。

その他

- ・港湾・埠頭の管理の統合化
- ・港湾の広域化 ポート・オーソリティの活用可能性はあり得ない。

参考 海に関連する公物の特質

港湾法 射程が狭いが、機能重視、外国を意識させる公物管理法

海上交通三法（港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法）

所管官庁は海上保安庁、公物警察のカテゴリーを超える

港湾管理の国際性

1) 水際関連業務・PSC

港湾において寄港国が外国船舶に対して直接公権力の行使を行う

2) 入港拒否

茨城県、新潟県港湾管理条例の改正 PSC のとりこみ

東京都の港湾管理条例改正 H16.3 「安全侵害船舶」

特定船舶入港禁止特別措置法 H16.6.18

・港湾法の想定外

・実効性確保されず 名目的罰則

3) SOLAS 条約改正と国際船舶・港湾保安法

・制定過程に注目

国際航海船舶の保安確保

国際港湾施設の保安確保：大臣の権力的関与、港湾法のスキームは変容

国際航海船舶の入港規制：海上保安官による強制措置

空港について

鉄道について

道路について

資料

1. 「公物理論の発展可能性とその限界」自治研究 80 巻 7 号 2 4 頁以下

2. 「港湾管理の変容」自治実務セミナー 4 5 巻 2 号（2006 年）1 2 頁以下

3. 漂流する海洋日本・読売新聞 2006 年 6 月 15 日朝刊

4. 「海に対する法的アプローチのあり方について」海岸 46 巻 2 号（2007 年）33 頁以下